

岩手県医療局管理規程第9号

医療局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局公印規程の一部を改正する規程

医療局公印規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する公印の印影は、公印台帳（別記様式）に<u>登録する。</u></p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第4条 公印は、医療局長の決裁を経て、その印影を印刷し、又は必要に応じそれを縮小して印刷することができる。</p>	<p>(公印及び公印管理者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する公印の印影は、<u>公印管理者が公印台帳（別記様式）に登録し、経営管理課総括課長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(公印取扱者)</u></p> <p>第4条 <u>公印管理者（企業出納員である公印管理者を除く。次項において同じ。）は、所属職員のうちから公印取扱者を定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>公印取扱者は、公印管理者の指揮監督を受け、公印の保管及び使用並びに第9条第1項に規定する電子公印の付与に関する事務を処理するものとする。</u></p> <p><u>(公印の保管)</u></p> <p>第5条 <u>公印は、公印箱に保管し、執務時間外にあっては、金庫等に格納して置かななければならない。</u></p> <p><u>(公印の使用)</u></p> <p>第6条 <u>行政文書（電子文書（医療局行政文書管理規程（令和4年岩手県医療局管理規程第10号）第2条第8号に規定する電子文書をいう。第9条第1項及び第2項において同じ。）を除く。）に公印（企業出納員の公印を除く。）を押印しようとするときは、当該行政文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による請求は、電子決裁・文書管理システム（医療局行政文書管理規程第2条第11号に規定する電子決裁・文書管理システムをいう。）により行わなければならない。ただし、同規程第20条第3項及び第21条から第23条までの規定により起案した場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>公印取扱者は、第1項の規定による請求があったときは、行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</u></p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第7条 公印は、医療局長の決裁を経て、その印影（第9条第1項に規定する電子公印を除く。）を印刷し、又は必要に応</p>

(公印の亡失等)

第5条 [略]

じそれを縮小して印刷することができる。

(公印の亡失等)

第8条 [略]

(電子公印)

第9条 電子文書に電子公印(電子公印システム(電子計算機を使用して公印の印影の管理及び付与を行うためのシステムであつて、総務部総務室法務・情報公開課長が管理するものをいう。第3項において同じ。)に登録した公印の印影をいう。以下同じ。)の付与を受けようとするときは、当該電子文書及び原議を示し、公印取扱者に電子公印の付与を請求しなければならない。この場合においては、第6条第2項の規定を準用する。

2 公印取扱者は、前項の規定による請求があつたときは、電子文書と原議とを照合し、電子公印の付与を適当と認めるときは、当該電子文書に電子公印を付与するものとする。

3 公印管理者は、新たに公印の印影を電子公印システムに登録し、電子公印として使用しようとするときは、経営管理課総括課長の承認を受けなければならない。電子公印に係る公印を改刻したときも、同様とする。

4 公印管理者は、前項の規定により承認を受けた電子公印の使用をやめたときは、その旨を経営管理課総括課長に通知しなければならない。

5 経営管理課総括課長は、第3項の規定による承認をしたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、その旨を総務部総務室法務・情報公開課長に通知しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 医療局行政文書管理規程(令和4年岩手県医療局管理規程第10号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同規程附則第2項の規定による廃止前の医療局行政文書管理規程(平成12年岩手県医療局管理規程第11号)第35条の規定による公印の使用については、この規程による改正後の医療局公印規程第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。